

会社経営者様・個人事業主様に奨励金を支給します。

奨励金 **10**万円

**父親・祖父母の育児休暇等の取得を促進し、
従業員の子育てを応援しましょう！**



県では、仕事と家庭での子育ての両立を応援する職場環境づくりを進める企業を応援しています。男性の育児分担や祖父母の孫育てなど、家族みんなで子育てを支え合う環境づくりを進めるため、父親や祖父母の育児休暇等の取得を促進する企業に奨励金を支給します。

1 奨励金の支給要件

奨励金の支給対象となるのは、福井県内に本社を有する事業主であり、平成27年4月1日以降に次の項目に該当する労働者（父親・祖父母）がいることが要件となります。

・県内の事業所に勤務しており、次の①または②の要件を満たすこと。

- ①生計を一にする1歳未満の子どもを養育する父親が、勤務を要しない日を除き、連続する10日以上の子育て休暇等取得
- ②就学前の孫を預かる祖父母が、勤務を要しない日を除き、連続する10日以上の子育て休暇等取得、または、最低5日以上連続する子育て休暇等を2回、計10日間以上取得

※子育て休暇等とは

- 育児・介護休業法第2条第1項に規定する育児休業
- 就業規則や労働協約等に独自に規定されている育児のための特別休暇または年次休暇

2 支給額

10万円 ※ただし、奨励金の支給は、1事業主につき父親、祖父母それぞれ1回限りとします。
(父親、祖父母それぞれの要件に該当する場合は計20万円が支給されます。)

3 申請方法

県子ども家庭課のホームページから申請書をダウンロードしていただき、所定欄にご記入のうえ、必要書類を添えてご提出ください。＜申請期限：該当者が職場に復帰した日の翌日から3か月以内＞

県子ども家庭課「父親・祖父母の育児休暇等取得促進奨励金」のページ

URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/kodomo/kigyuu/papasyoureikin.html>

○申請・お問い合わせ先

福井県健康福祉部 子ども家庭課 少子化対策グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 TEL:0776-20-0341 FAX:0776-20-0640

URL: <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/>

E-Mail: kodomo@pref.fukui.lg.jp

